

(令和5年9月28日からは、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づく「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に指定された区域において、新たな土砂埋立行為の許可は不要となります。)

2. 土砂埋立行為許可 手続フロー

